

令和2年度 八女市立立花小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめ問題に関する基本的な考え方

<いじめ防対法におけるいじめの定義>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめに関する基本的な考え方>

(1) いじめの基本認識

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。」と捉える。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

視点1：いじめ防止のための取組

(1) 未然防止に向けて

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものと認識した上で、未然防止に取り組む。未然防止は、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基本となる。特に、児童の居場所づくり、絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。

特に、次の7つのことを重視する。

- ①「わかる授業づくり」を通じた未然防止
- ②道徳教育の充実
- ③学習規律の徹底と互いの授業参観
- ④児童に対する適切な言葉かけ（不適切な言動や差別的な発言をしない）
- ⑤友人関係、集団づくり、社会性の育成
- ⑥自己有用感を獲得できるような場や機会の設定
- ⑦外部講師等の招聘による校内研修会の充実

視点2：早期発見いじめ事案への対処の在り方

(1) 早期発見・早期対応

ア いじめ調査等

いじめの早期発見のため、在籍する児童全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。

〇いじめチェックリストの活用

〇いじめ問題に発展する事例の聞き取りアンケート

・年8回実施（4月、5月、7月、9月、10月、12月、1月、3月）

- いじめ問題に特化したアンケートの実施
 - ・年3回実施（6月、11月、2月）
- 教育相談を通じた聞き取り調査
 - ・年5回実施（4月、6月、9月、11月、2月）
- 相談ポストの設置
- 終礼時における児童理解の充実、共通理解
- イ いじめ相談体制
 - 児童や保護者がいじめに係る相談ができるよう、相談体制を次のように行う。
 - スクールカウンセラーの活用
 - いじめ相談窓口の設置
- ウ いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。
 - 保護者との情報共有

視点3：教育相談体制、生徒指導体制の構築

（1）校内いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等の対策のための組織「校内いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導担当、低中高学年代表、特別支援コーディネーター、養護教諭、児童生徒支援加配、（スクールカウンセラー）

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめの防止に関すること
 - いじめ事案に対する対応に関すること
- ③いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること

〈開催〉

月1回を定例会（運営委員会との同時開催）とし、いじめ事案が発生したときは緊急開催とする。

〈いじめ発生時の措置〉

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた児童が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないように、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

〈重大事態への対処〉

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をとる。

- ①重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- ②八女市教育委員会と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。
- ③組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした児童の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

視点4：保護者、地域への情報発信と連携体制

- (1) 保護者や地域の人たちへの働きかけ
 - ア 保護者が集まる機会における働きかけ
 - PTA総会や学級懇談会時における話（未然防止、早期発見、早期対応、相談等）
 - 学校便り、学級便りによる理解啓発
 - 保護者・地域住民による見守り（民生委員・児童委員等への働きかけ）
- (2) 警察等との連携
 - ア 光友、辺春駐在所員との情報共有
 - イ 学校サポーターとの連携

視点5：校内研修の充実

- (1) 職員研修
 - ア 児童理解
 - 週1回の終礼時における児童の事象の共有
 - 家庭訪問後の情報の共有と共通理解
 - イ 校内研修会の充実
 - 外部講師招聘による校内研修の開催（ネット上の問題も含めたいじめについて等）

重大事態への対応

いじめ等による生命、心身又は財産に重大な被害（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負わせた場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）を生じた場合、迅速に調査に着手し、わかったことを八女市教育委員会へ報告する。なお、調査を行う場合は、「校内いじめ問題対策委員会」に専門家を加え組織する。

ア 事実関係を明確にするための調査の実施

因果関係の特定を急がず、いじめ対策防止推進法の主旨に則り、可能な限り客観的な事実関係（5W1H、職員の対応等）を調査し整理する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

○本年度の具体的な取組

(1) 本校の実態（課題）

元気で明るくのびのびと楽しく学校生活を送ることができる児童が多い。また、友だちとかかわり合って課題を解決していきたいという意欲をもっている児童も多い。しかし、友だちの心情に共感したり、思いやりのある言動をとったりするなどのかかわり合う力は、十分育っていない。

また、何が正しいかを判断し、責任をもって行動することも苦手であり、友だちが意地悪をされていても注意することができる児童が少ないことが課題である。令和元年度のハイパーQ Uテスト（1～6年）の結果は、学級生活満足群51.0%（一昨年57.1%）、学級生活不満足群20.7%（一昨年18.5%）、要支援群6.7%（一昨年4.9%）と集団生活のばらつきの高さが見られる。また、その結果には学年・学級間差が見られる。

(2) 重点目標

学校におけるいじめの防止は、次の4点を重視する。

- ア 最重要目標の1つとして弱い者に対して、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない事を掲げ、その実現に向けて組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する自主的な児童会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性への理解を深めるための啓発、「わかる授業」の向上に向けた公開授業の実施、学習規律や学び方等の共通理解と共通実践、さらに道徳の時間や学級活動等の時間の充実、人権作文発表や人権週間等における外部講師等の活用を図る。

特に、本年度は、下記のことを重点目標とし、いじめの未然防止に努める。

日常における言葉づかい、呼称の使い方の指導の徹底を通して、相手を大切にすることを醸成する。

- ・児童同士、職員による児童の「さん」づけの徹底

また、昨年度からPTAと連携して取り組んでいるインターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策については、下記のように実践する。

児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット・携帯電話等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、これらを通して行われるいじめを防止し、さらに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、年間計画の中に外部講師を招聘しての研修会、インターネットや携帯電話等の情報モラルについての研修会を位置づける。さらに、立花中学校と連携し、情報を共有するとともに指導に対して共通実践を行う。

(3) 目標達成に向けての手立て

職員会議や終礼時を活用し、情報（言葉づかいや児童同士の呼称等）の共有及び職員の共通理解、共通実践を行う。特に、月の生活めあての周知や学級懇談会での提起等で実践をしていく。また、児童アンケート結果の検討を通して、達成状況を確認する。

(4) 評価

P D C Aサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- ①年に3回（7月、12月、3月）、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- ②分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。

